

議会活性化委員会（第5回）会議概要

平成24年5月17日（木）

午後2時00分から午後4時15分

末松裕人委員長

前2回会議を開催しているが、基本条例を中心に任期が変わったということで、構成メンバーも変わっておりますのでプロセス、認識を共有した方がいいということで10項目くらいの基本条例に掲げられた要点を振り返った。その中で、特にこの委員会の委員を中心に意見交換をしてもらって、すでに運用されている議会活性化の取り組み、あるいは、基本条例についても、こう解釈したらいい、こういう風にすべきだという意見も出ております。それを少し意見の整理をして、いくつか課題を抽出して改めて、なぜそういうことが取り決められたかという原則を確認してもらって、さらに運用上工夫ができる余地があれば、どうすべきかを最初に整理させていただきたい。前回の会議でも、次回の委員会ではということで今まで2回議論を重ねてきたことを一度整理してポイントを絞って、もう一度検証、協議をしていただくということが1つ掲げられていた。その点を行った後に、各会派でこれからの議会のあり方について新しい提案等があればということで持ち帰っていただいておりますので、今日の提案、あるいは聞かせていただくような時間をとれればと思っている。

まず、はじめに前回まで協議をしていただいたものをいくつかまとめましたので、この件につきまして議事調査課長から振り返りながら解説を加えていただいて、そのことについて質疑等の機会をとりたいと思う。

議事調査課長

まず、アの会派単位の議案説明ということで、議論をいただいた中で確認をさせていただきたい点を申し上げます。会派単位での議案説明につきましては、基本条例の第6条の議員間討議の規定する中での議論から始まったところである。得に逐条解説には、以上のように記載されております。「議会には、意思決定過程において複数の多様な意見を反映し、議会の本質をなす討議という長にはなし得ない機能があります。討議機能をもつ議会の役割が重要なのは、議会には賛否両論の意見があるからであり選択肢が1つでも議会では事案が多面的に検討され理解を深めることができるからです。市民にかわってさまざまな意見が表明され、相互批判・反論・同調という過程を経て1つの意思に形成されていくことこそ議会のもっとも本質な役割です。この役割をなすため、議員間における討議の充実に努める必要があります。こうした形を具現化するため、本市議会では委員間の討議によって議会として合意形成を図るため、次の3つについて実施することとしました。」中の1つに「市長から提出された議案は、会派単位で説明を受け、会派内で十分な討議を行い、所管委員以外の議員の視点も踏

まえて委員会審査に臨むこと」というような逐条解説になっている。さらにこの3月議会において実施しているが当初予算説明会についてだが、なぜ当初予算説明会にしたかということについては、事前審査の関係から会派単位の説明については、本質的な質疑ではなく、議案の内容の確認にとどめることとなっている。活性化委員会での議論がありまして第6条に議員間討議というものが記載されているものである。

末松裕人委員長

今あらためて、解説をしていただいたのは、前回までの発言、協議の中から会派での議案説明についての認識、意見交換があったわけだが、「時間の制約があるので少し柔軟に運用できないか」や「自分が所属している委員会以外でも質問ができる貴重な機会」というような認識も示されていた。そういうことをもう一度整理して、何のために会派単位で議案の説明を事前に受けているのか、あるいは、そのことが本来の議会活動にどう結びついていくのかというところを確認してもらうためにこのような整理を加えていただいた。

このポイントについてのみ何か質問、意見があれば聞かせていただきたい。

山中啓之委員

会派単位の議案説明の時間についてだが、暗黙の了解で2時間くらいになっているようだが、基本的に執行部は議員に対して議案の賛同を得たいので、一生懸命に説明をするが、会派で説明を受ける時間を決めさせていただきたい。それは個々の会派でやってよいか。できれば議論を充実させていきたい。

末松裕人委員長

その辺の意見があるか。

事務局長

議案説明ということでは、基本的に質疑応答をやらない。会派間の意見交換というのは執行部が出た後、その議案についての意見交換をしていただくのが前提であると考えている。執行部がいる中での意見交換は考えていない。

山中啓之委員

議員間は議員間で行うが、それまでの前提の情報を集めるのは執行部がかかせないものである。それに時間がかかる。それは会派で執行部と直接行って時間を調整してよろしいか。

末松裕人委員長

今しているのは、時間の長短ではない。そこは何やるべきかという原則を確認して

もらえればそれでよい。何のためにやっているかというところは、議案の説明を受けて委員会の審議に生かすためという位置付けを議事調査課長が説明した。その範囲で理解し対応していただければよい。認識が違うという意見があればこの機会に。この機会に確認をして、議会の中で共通のルールという会派の中、議員全体で共有をしていただければ、よりよい議会運営になっていくのではないか。

事務局長

基本的には、自治法の中で議案というのは、開会されて提案されて初めて議案となる。それ以前は議案というより、議案と同じ内容の書類という前提だが、松戸市議会の場合は、慣例で告示日に早めに情報をお渡しするというので、それ以前に会派間での議論の充実をしていただくため。あくまでも議案の説明であって、議案の内容を精査するのは委員会の場で精査していただく。それが前提。議案審査というものは、事前審査は認められていないので、議案を精査する前段でのところでの説明である。精査するのは委員会でやっていただくと考えている。

末松裕人委員長

何かあいまいな点等、意見はないか。

山中啓之委員

これは努力規定なので、会派がどれだけこの場を持って討議したかわからないし、検証もされない、現状以上の認識に変われることはないような気がする。

末松裕人委員長

認識が共通であれば、そのところを確認している。この場は制約をかけるのではなく、みなで確認できればいい。

山中啓之委員

それ以上のものがあれば、誰か言っていただきたい。

末松裕人委員長

それではいいですか。何かあいまいな点等、意見はないか。

山中啓之委員

会派単位で議論が行われたかどうかは、会派を代表しての発言の際に現れると思う。今回幹事長会議で「絆」の大橋議員の発言が取り上げられた。それは会派代表かどうかという意見が出た。杉浦幹事長は会派代表の意見と話したが、委員会では言っていないのに本会議で話しをするのはいかがなものかということが幹事長会議で出た。そ

れは十分な議論をしていけば防げるものと思っている。

これはうがった見かたかもしれませんが、いつも「絆」さんは仲間の発言に拍手をしているが、この後に拍手がなかったのだ。議員間の討議が十分されてなく代表者としての発言の討論でなかったとしたら、会派で認識を共有したほうがいいのではないか。一方で、今朝の広報委員会を見ていると会派内でも議決が分かれる時があるので強制はできないと思うが、討議をしていないという理由にもならない。議会として品格が保たれるのではないか。個人的な意見ではある。

末松裕人委員長

今は1つの事象に対する意見ということで、何かあいまいな点等、意見はないか。後ほどあれば、聞かせていただきたい。それでは2点目をお願いします。

議事調査課長

2点目の、請願・陳情の審査時におけるフリートーキング制による意見交換について、これについても、さきほどと同様に基本条例第6条の議員間討議の一貫という中で議論があって、逐条解説に記載されているが、先ほどの次の3点の中の1点に属する。請願・陳情は、市民から提出された意見、要望であることから、基本的に執行部への質疑は、法的、制度的な確認とし、委員長の議事整理権の範囲で必要に応じて委員間のフリートーキング制の意見交換の機会を設ける。これまで請願・陳情の審査については、執行部への質疑が主になっていたということから発している。市民から議会に提出された貴重な意見であるという意味合いから、委員間で議論を深めるための手法の一つとしてフリートーキング制度が持ちいれられた。

末松裕人委員長

前回までの協議の中で、請願・陳情と議案の区別がついていないという議論の一面がみられたものだから。執行部に質問をするということと、請願・陳情にどう議員が向き合うかということの整理があって、初めてこう機会が導入されたという原点を再度確認しておいた方がいいのではないかとということで取り上げた。

これについて認識はよいか。意見があれば、この場で認識を共有して、そのもとに議会活動を重ねていくことの確認をしているので、意見があれば整理をしていかなければいけない。

山中啓之委員

フリートーキングという横文字の言葉を使ったのは、言いえて妙で苦肉の策だったと思われる。いくつか問題点だと思うのは、フリートーキング開始時にフリートーキングとは何にかがを示されなかった。フリートーキング観が共通していない。見受けた事例として、問題と思ったものは、否に近いことを言っている。自分は、賛否以外の

ことを言うように努力しているが、帰ってこない場合もある。あるいは、会派の代表で来ているので、「ここでは言わないと」はっきり明言した人もいる。フリートーキングと何かを共有認識できていないのではないかと思っている。これは各委員長に一任されている話なのかもしれないので、フリートーキングとはこういうものであるというものを4年に1回議員が変わるので、マニュアルではないがあってもいいのではないか。フリートーキングが行われるかどうかを傍聴者も含めて事前にわかると文書を作る時も楽なので。直前に委員長にフリートーキングをなしと言われることもある。なるべく統一した方がフリートーキングも出やすいのではないか。

末松裕人委員長

その点の整理は、今、話ししていただいたことが1つポイントとなっているわけである。何のためにしているかというところがあれば、委員長の裁量権の中でどう取り扱かということは具体的なことになっていく。それを飛び越えて、やるべきことをやらないということではない。

事務局長

千葉市は、請願・陳情のときに執行部は入っていない。考え方ではあるが、逐条解説に書いてあるとおり、請願・陳情というものは、基本的に議会に出されたものであるという認識をみなさんに持っていただく。そうすると、必然的に執行部への質疑というのは、捕捉程度、確認事項程度となって、それ以外の部分のところの請願・陳情の考え方というのは、みなさん自身で発言していただく。なぜフリートーキングという名であるかは、基本的に委員会であると委員長が指名して発言の許可を与えて発言するというのが原則であるが、議論を白熱していただくということで、委員長の指名を待たずに、違うと思ったら、すぐ自分から発言してもいいのではないか。ある程度自由に委員長から指名されなくてもいいのではないかということで、フリートーキングという名前で導入した。

山中啓之委員

執行部がいたほうが言いやすいこともある。確認しながら言ったほうがいい場合と、一方でいないほうがいい場合もある。それは委員長正副一任で、直前にやるかやらないか、執行部入れないでやるとか、実態としてどんなケースがあるか。

事務局長

松戸の市議会においては、執行部が入るのが前提でやっている。これを導入する時にも、フリートーキングの時には、執行部がいたら話しづらいから退席してもらおうかという話もあった。最終的には、出入りがあることではなくて、議員が自分の考えを発言する場だから、執行部がいてもいなくてもかまわない、とい

うことでそのままいることになっている。フリートーキングをやるやらないは、委員長の判断であるが、内容によっては、フリートーキングになじまないものは委員長判断で省く場合もある。原則はやっていただく、議員間討議の充実がねらいであるから。

山中啓之委員

執行部が入らずにやったような記憶があるのだが。

事務局長

担当課がない場合である。

山中啓之委員

どのタイミングで他の委員なり、他の議員に伝えているか。
当日の朝にわかったようなことがあったような気がしている。

末松裕人委員長

事務局は、結果についてこうだったとは言えるが、どうあるべきかは今のとおりで、委員長の裁量であるから、委員会の中で選出した委員で、委員長の裁量に問題があれば指摘し改善してもらおう。

事務局長

はかったことはある。

山中啓之委員

はかっていれば、合意のもとである。

事務局長

委員長が疑問に思った時には、委員会にはかかっていただいている。

宇津野史行委員

事前にこの問題が知りたいという場合、フリートーキングの内容も含めて準備をしてくる。質疑の中身とか発言の中身とかを組み立てて準備しているが、用意をしてきたところ、今日はやりませんということがあった。フリートーキングの段になって、やりませんという話を聞いた。フリートーキングをやるのか、やらないのを事前に言っていたきたい。質疑は終わりました。今日は、フリートーキングをやりませんという話になったので。事前にわかれば、少なくとも委員会の開催の際にフリートーキングがないことを言っていただければ、質疑の中にフリートーキングの部分を持っていくことができたと思っただけのことである。ルール化するか、やるかやらないか、かけ

てもらえればそれにこしたことがない。

末松裕人委員長

そのような具体的な事象があって、改善すべき点があったかもしれないが、この場は原理原則を確認していただければ、委員長権限であるけれども全体で合意形成していくということであれば、こういう仕組みを理解しているならば、フリートーキングが必要だからと提起をしてもらってもいいということが、たぶん今日理解できたと思う。乱発すればいいというものではないが、原理原則を押さえてどうあるべきか我々が委員長になった時はそういう裁量を示さなければならぬ。委員として委員会をささえるときにもそういう視点で望んでいけばいい。

宇津野史行委員

原則やるということで、それ以降やらなかったことは、無かった。

末松裕人委員長

そのような具体的な事象があって、改善すべき点があったかもしれないが、この場は原理原則を確認していただければ、フリートーキングというのは、指名をまたずに発言できるという発想である。

いずれにしろ、目的があってやっていることだから、最後確認してもらって前回の協議を見ているとフリートーキングでありながら、不活性でなかなか議論が盛り上がらないという問題認識があったとすれば、それはなにゆえにやっているのか確認して、積極的に使っていこうと認識を。後は、執行部に対する質疑が議案のときと、請願陳情と順番はどうだという議論もあった。順番が後だとか先だということのような議論は必要なくなる。

そういうところを運用の中であいまいになってきたところが見受けられたので整理している。それがおかしいというならば、もんだほうがいい、そうだったと確認できれば、それを踏まえて、これから先の議会活動で実行していただければいいと。それと、請願・陳情は議案とは違うというものは改めて整理してもらって。そのことに議員が向き合うとき、どういう視点で向き合うか確認してもらえれば。ここのところ活発ではないか。

山中啓之委員

発言数という意味では増えてきた。

宇津野史行委員

フリートーキングの意義自体、今確認していただいたとおりで、議案と請願・陳情は違うことは、意識して取り扱う。ただ、事前にやるかやらないかを含めて、フリー

トーキングの運用自体に改善の余地があるのではないか。この間、運用して感じている。そもそも前提としてフリートーキングのような議員同士の意見交換は、通常の委員会でフリートーキングを設ける前から許されているものである。通常であればフリートーキング制を設けなくても委員同士でフリーではないにせよ、委員長の許可を受ければ委員同士で話をすることはできた。ただし、あまりそういったことがやられてこなかったために、フリートーキングというものをわざわざ作ることで委員同士の意見交換をし易くしたということが導入の経緯だと思っている。それを前提とした上で、であるならば、委員同士の自由な意見交換が執行部との最中でもできるとするならば、フリートーキング中でも必要に応じて執行部と質疑が可能にならないかという思いはある。フリートーキング中でも執行部に確認を取りたいことも無くはない。今退席することなく執行部がいる中でやらせていただいているなら、従来の委員会の中で可能であるのをわざわざフリートーキング制というものを持ってきた。

議事調査課長

委員会の方法なのですが、質疑終結した場合は終結の発言をして、次に討議に入るという流れになっている。これは委員会規則でそういうことになっている。その後、フリートーキングというのは、あくまでも議長の議事整理権の範疇の中で、委員の意見交換ということに位置づけてやっているのだから、さらに質疑を終結した後にフリートーキングで質疑をすることはどうなのかと考える。

末松裕人委員長

むしろそうなる問題がある。煮詰まってきて、委員長が聞いていたようなことが。

事務局長

運用として考えるのであれば、質疑が終結しているので、一回聞きたいということであれば、委員から委員長に休憩を願い出て、記録としては残らないが確認するだけなら可能かと。委員長の裁量になるが。

宇津野史行委員

そもそも前提として、委員間の討議というものを執行部との質疑の間にも可能だというのが従来の立場で、ただしフリートーキングを改めて設けたほうが、委員間同士の話はしやすいだろうということで設けたわけで、本来執行部とのやり取りの最中にできたことを切り分けたがために執行部とのやり取りができなくなってしまったというところに、フリートーキング制の取り扱いづらさに出てきてしまった。運用してみて自分が感じていること。質疑を打ち切らないでフリートーキングをやって、フリートーキングが終わったら質疑ごと打ち切る。それが、よりフリートーキングをし易くする改革なのではないか。フリートーキング制度は議会活性化の中で過渡的な制度

であって、もし自由にフリートーキングのようなものが、ためらいもなくできるようになるならば、通常の委員会の運営の中に戻してしまっていて、通常の執行部との議案質疑の中で議員同士も、お互いに委員長の整理の中でやりとりできてしまえば、フリートーキング制度自体がいなくなるのではないかという議論だったと思う。

そういった意味で、もう一歩フリートーキング制をもし進めるとするならば、改革の方法として、フリートーキングの中での執行部とのやり取りというものも従来できたはずなので、過渡的にできないとなってしまうので、できるようにするよう改革するという提案である。

末松裕人委員長

議論の経過を思い出した。質疑は質疑である。討論は賛否も含めて結論の場である。その手前に、ここで言っている相互批判・反論・同調という過程を充実させようということで、フリートーキングの機会を入れた。だから、そこは今まであったものを狭めて切り離したのではなくて、今までのものでは十分でなかったから、こういう機会を入れてみたということである。

宇津野史行委員

ただ、運用した結果、個人的には不都合というか、よりよい案が出てきたといったほうがいいのかもわからない。

末松裕人委員長

その辺は内容にもよるので、委員長が今言ったかたちで、何かで確認したことがあるので、運用上の工夫なのかと思っていたので、そこで対応していただければ。そうそう頻繁なことではない。

事務局長

議案審査の時と違って、市民から議会へ出されたものという前提でやっていただきたい。議案のときに意見を言うならばわかるが、請願・陳情の審査の時に意見を言っている最中に、これについて執行部にどう思うのかということは、おかしな話になる。質疑のところの項目と切り分けたというものは、意見と質疑を区別しないと執行部の動きがとれなくなる。今までも往々にしてそういうケースがある。請願・陳情の審査にはなじまないということで

宇津野史行委員

それについては、今回改めてここで確認をするわけですから、今後の話ではなく。確かに事実そういったことはある。それがやらないことの原因にはならない気がする。

末松裕人委員長

事前に執行部から提案されたものでなくて、議員が市民から預かるものだから、必要であればその段階で議員が日常の活動の中で調べておいて、自分責任で会議の場に臨んでというものが本来ではないか。それで、どうしても足りなくて、わからないと判断できないことがでてきたら、イレギュラーの扱いにして考えていけばいいのではないか。局長が言ったような本質的な質問とは違うことのケースの話をしているので。

山中啓之委員

今、イレギュラーといった話はフリートーキングが進めば進むほど発生確率は高める。論点が分かれた時、執行部はどう把握しているか、論拠の中心となる部分だとしたら確認を妨げる必要はない。委員長判断で休憩してやるよりは、フリートーキングはガイダンスのようなものと思っている。本来は確かに分けないほうが本来の議会改革の趣旨にのっとっていけば議論は盛り上がるし、相互批判や反論、同調、建設的な意見につながるし、スムーズでスマートである。イレギュラーが多くなっていくことを念頭におくと、委員が質疑した最終的に自由に議論できるようにするほうがいい。そのための布石としてフリートーキングだと思うので。改善の余地はある。それは、フリートーキングをやってみてわかったことである。

宇津野史行委員

フリートーキングをやり始めのころはこのような思いはなかった。フリートーキングが活発になればなるほど出てきたものなので、前向きな変化、それがもたらした新たな課題、活性化が進んでいる中での意見ということ。

石川龍之委員

委員会を進める運用上のこともあるので、質疑というのは議案なり請願なり陳情なりを説明受けて、それを元に会派でもんでみて、それに対する疑問や質問が出たときに事前に調査する議員として調査事項として委員会なりに望むと、質疑の中でぶつけて本質の部分でおかしいところを、またフリートーキングでこういう執行部からの答弁を元にお互いが意見交換をしていくということ。フリートーキングは一人でのつぶやきになる場合もあるし、問いかけになる場合もある、いろいろなパターンがフリートーキングには含まれている。委員会でみると各議員に問いかけてのことではなく、自分が話ながら疑問が湧いてきて執行部に聴きたくなるというイメージを感じる。そこで休憩してやってもいいと思うが、その部分の煮詰めかたというか、深まりかたというのは、事前に委員会に参加するまでに議員としてはやるべきことであろう。どうしてもフリートーキングの中で浮かび上がってきたら委員長裁量で行うということは、今までの話でオーサライズされたと理解している。委員会でスムーズに事を

処していかなければならないので、時間制限もあるから質疑の中でも全部出していく、漏れのないように、それで議員間のフリートークで問いかけをするなり、一人でつぶやくなり、次に賛否の討論をするにあたって、自分の思いを他の議員にぶつけて引っ張り出すぐらい。

そのところが帰ってくるようなフリートーキングをなれば活性化する。執行部への質疑というものは前段階でどんどんやるべきであって、フリートーキングはその委員間、議員間での市民からの意見や請願・陳情に対する思いというものをフレキシブルにぶつけ合う、その辺ができれば活性化できる。そこにおける執行部というよりも、そこまでは質疑できちんとやっておいてもらって、この請願に対してはこうではないか、どう思うかという問いかけをしたほうが活性化になると思うし、思いを受けて自分が次の討論で賛成なり反対するにあつたての事前のぶつかり合い、議員同士のぶつかり稽古みたいな、あくまでもフリートーキングは委員間だと認識している。

宇津野史行委員長

概ね、石川委員が言ったような話の中で、ただ、フリートーキングにかける思いというものは同じような思いである。実際自問自答しながらのフリートーキングもあると思うが、それに関しては、質疑の中でやるべきであって事前の調査の中で明らかにしていくべきなので、あえて聞きたいとは思わないが、そうではなく、各委員間で話したときに投げかけられた疑問に対しても、もれなく答えられるだけの準備をしておくべきだと思いますが、それに対して誠意をもって答えるためには、どうしても執行部に確認をしておいたうえでお答えをしたほうが、フリートーキングの中でもより誠意を持った答えになるだろうという疑問が必ずでてくる。それを今回の話し合いの中で制度化してフリートーキングの中でも質疑ができるようにすべきと思っているが、それに代わる休憩といったかたち中で委員長の許可得られるならば、そういった機会を担保していただけるなら、よりフリートーキングの意味も深まる。今のルールの中では、多用するのはよくないとおもっている。

末松裕人委員長

とらえかたによって、深みにはまってしまうかもしれないし、原則を確認していただいて運用上、いつもあるとは限らないし、本来ないように組み立てていく力量も必要でしょうし、もしそういうことになってしまったときに、それが本当に大事なものだった時に、どういう取り扱えるかというのは運用の問題で基本的にはフリートーキングを導入した経過背景をもう一度確認をして、そこで何をすべきかを基本線にして対応してもらおう。石川委員が話したことがそのことの確認になると思う。そのことの範囲を超えないと思うので、その辺で少し運用してもらえればと思う。どうしても本当に具体的問題がたくさん出てきて共有できたのなら、何かの対応が必要かもしれない。

山中啓之委員

今の背景とかフリートーキングの導入の考えと、逐条解説に書いてあるとおり相互批判・反論・同調という過程をやろうということなので、討論の補助的性質を帯びていると思う。それは否めない。それが今の段階だと討論一発で終わる。一回討論したら反論されても言えないわけである。今の状況だと質疑の後にフリートーキングをやるので、宇津野委員がいったような課題がでる。これも聞けばよかったとか。本来はフリートーキング制、議会が活発に委員長の采配で運用できるのならフリートーキング制などいらないと思っている。いつだれに質問していいというような、本来の自治法や会議規則の中での範疇で、委員長裁量でできると思っている。それができないから石川委員がというようなフリートークという枠を設けた中でぶつかっていく。そうしたことによって、質疑がその間にできなくなってしまうのは、致命的に議論が成熟する過程で妨げになると思う。こういう意見が出ること自体、フリートークをやってよかった。成熟してきた。質疑の前にもやるべき。討論をする後の一発の討論しかないよりも、同じ議案に反対でもいろいろな理由がある。あなたはどのような視点で見ているか。どこに比重を置いているか。事前に知っておいたほうが、この人は、それにもとづいて質疑しているかがわかる。理想的にはフリートークなくして、用で委員長がしっかりと許可してもらって議員間での討議を随時認めていただくのがいいが、そうならない以上今のやっている折衷案としては、質疑の前後に同じ時間をかけてフリートークをして、両方やったほうがさらに議論は深まると思いますし、いまいったような問題もある程度解決できるのではないか。フリートークをやることによる弊害が出てきたことは、フリートークはだいぶ煮詰まってきたのではないか。いまできることは。

宇津野史行委員長

弊害とまでは言っていない。

末松裕人委員長

もう一度原則を確認していただいて。運用してあるあるという話で議論が白熱していくけれども、本当にあるかどうかわからないし。そういったところは具体的になったときに検証すればいい。その範囲を超えることで何か必要な対応はあるか。

山中啓之委員

あるかどうか、このフリートーク制に則らなければならないということで、発言を控えてしまっているかもしれない、それは検証できない。フリートークがなければ言えたということ。遠慮してしまっている可能性がある。

末松裕人委員長

進まないから質問がしたいのではないか。そこであきらめるということか。言いたいことを討論に向かって。もしそういうことがあれば、みなが聞いていればみな見えるんですよ。その時に委員長が声をかけていた気がする。ただ、それは原則ではない、ルール外ではあるが委員長裁量の範囲で運用できたことを、それをガッチと制度をどうするのかという議論をしていたら、どこの部分を捉えて限られた機会を作り上げていくのか。

山中啓之委員

その運用が末松委員長のように毎回できない可能性があるので、できるようにしたほうがいいのではないか。今のフリートーキング制にこだわる必要はない。よりよいかたちがあるなら。

石川龍之委員

難しい。いま言っていることはわかるが、最初にフリートーキングを質疑の前に入れて、それで質疑になって、フリートーキングなってというイメージがわからない。請願・陳情に対するいろいろな請願者、陳情者の思いが書いてあって、それに対しての執行部としての見解をまず聞いている。それで質疑で聞いて、それでなるほどという場合とおかしいという場合と両方とらえる場合がある。その中でフリートーキングになって深まっていくような気がしている。最初に質疑を入れることによって請願者の思いと執行部側の思い両方聴けて、議員として判断しなければならない。双方の思いをきかせてもらう。そして今度は、フリートーキングで議員間がぶつかって行って、議員同士の話し合いの中で決めて、討論ということで賛否になっていく。そういうほうが深まっていく気がしないでもない。だから最初フリートーキングやったときに、いろいろな請願者・陳情者の思いの書面だけでなく言葉で話していただくので、まずその思いだけでフリートーキングが出てきうる。今度は、執行部に質疑できこうよとなって執行部に聞くと、またフリートーキングするというように2回くらいフリートーキングしてもよい気がするが。運用上ハードだけれど。面白いかもしれない。今の委員会の手順としては、請願者・陳情者の方の思いを文書と言葉で聞いて、今度は執行部に対して聞いて、それを議員として判断するわけですから、議員間同士のフリートーキングでぶつかり合い賛否が決まって討論していくという流れのほうがスムーズのような気がする。それで深まらないということではないと思う。逆に双方の思いを聞かせてもらって我々が判断するので普通ではないか。やり方としてはフリートーキング二つかませてもいいような気がしないでもない。

議事調査課長

フリートーキングについて、いろいろな議論がされているが、フリートーキングに

先立っての話しになるが、もう一度繰り返すようになって恐縮ではあるが、まず請願・陳情は市民から議会に提出された意見、要望であるということで。執行部への質疑は、法的な制度的なところの確認にとどめ、そういったところを重視するのではなくて、あくまでも市民から出された議会に対する貴重な意見に対して各委員がどのように考えているかというところをお答えするというところから、フリートーキングが始まっているように認識している。フリートーキングを2回やるのは、手法としてはあるとおもいますが、2回やったときにそれを聞いた陳情者が同じ方が質疑をやったほうに違う意見を言われることもないとはいえない。そういったときに議会に対して、貴重な意見ということに対してどのように答えられているのか不安に思う。基本的なところだけの質疑で、あくまでも議会に寄せられた意見からフリートーキングが出発していると認識している。

宇津野史行委員

先ほど末松委員長が言った中身で現時点ではいいと思っている。フリートーキング制での質疑という問題点は、個人的に述べたもので、他の委員がどうなのか他の委員会でどうなのかという、同じような意見が出てきた場合は制度的に考えてみななければいけないという話になってくると思う。今のところ運用の中で毎回必ず議会、請願、陳情審査の中でそういう機会になるかといったら、そういうこともないわけで。実際問題、議論の中で確認してみないと本質のところにとどり着かない。フリートーキングだから質疑ができなくて、本質な部分が掘り出せないまま終わってしまったら非常に市民に対して申し訳ないわけで損失である。その部分が合意できれば、逆に委員会の中で委員長の裁量で担保しうることを末松委員長が述べたとおりなので、まずはそこから始めてもいいと個人的に思っている。

末松裕人委員長

限られた機会と状況の中でどう組み立てるかという話である。

宇津野史行委員

まずは、それでやってみて、その運用で足りなくなってくることはありうる。

杉山由祥委員

今のフリートーキング2回という話しであるが、立ち位置によって考え方が違うと思うが、その場で起きた生の声をみなに見てもらおう、それが委員会のあり方の活性化という、きちんと見ているほうからも、論点がわかりやすく整理された中で、質疑があって、フリートーキングがあって、討論があって、という委員会の流れがあってという場合、たぶんどちらがいい委員会であるかというところと分かれると思うが、個人的には後者だと思う。見る人にとっては、市民にとってはわかりやすい請願・陳情は

市民がみているわけだから、裁判員裁判の論点整理みたいなイメージで、事前にある程度論点整理というものをみなの中で共通しておけば、フリートキングのときに漏れるということは、ないのではないかと考えている。そうだとしたら、裁判員裁判の場合、限られた時間の中で裁判員がきちんとした判断くださるように論点を出し尽くしておこう。そういうものが委員会の陳情・請願の審査にあってもいいと思う。だからといって、前段のリアルな生のやり取りがいけないわけではなく、後者になると組み立てられた議論でライブ感はなくなる。立ち位置が違うことによって、やり方が変わってくるのではないかと。後者の方がいいとおもうが。

石川龍之委員

フリートキングがなぜ活発化しないかというのは、本議会で他者の討論を聞いてから採決という話があるが、それは、委員会に臨むにあたってそれぞれが会派の代表である。かなり勉強したり、執行部とやりとりいろんなことを考えて臨む。そのフリートキングの中で意思が変わるとかいうものがありえない。だから、フリートキングは言いつばなしになってしまう。投げかけられても討論が控えていて、賛成討論・反対討論そこは言うべきことは考えている。相反する意見で投げかけられてもそちらで返していくので、そういう議論はできるかもしれないが、それをひっくり返せるようなものには成り得ない。委員会の中で。だから、本質の請願・陳情に関してのフリートキング制というのは、討論の前段回での意見表明にしかねない。フリートキングが活発にはならないのは、そういう思いがあるからか。教育経済常任委員会で私もフリーで自由に言わせてもらっているが、本当に請願を通すにあたって、そういう思いであれば、こうすべきではないかとフリートキングで話をしている。本音の部分で本当に通そうと思ったら、やりかたを変えてこうすべきではないかとフリートキングを行った、これは討論ではない。それは、請願者の思いや陳情者の思いを受けて、本当にこの方々の思いを受けて通すつもりでいけば、こうすべきではないか。やり方を変えるべきではないかという話は、フリートキングの中でどんどんできていいのではないかと。委員会をのぞむにあたって会派の代表として参加しているので、その部分は各自その思いでのぞんでいる。委員会の中で思いをしっかり受け止めていますけれども、事前の中でしっかりと揉んで参加している。何も考えてこないでその場で参加するという委員もいるかもしれないけれども、会派を組んでいるかぎりには、会派の中で揉んで参加している。活性化していないと思っているのは、そのへんが奥底にあるからと個人的にそう思っている。

山中啓之委員

石川委員の言うことは、すごく伝わってきたが、フリートクとは、そもそもなんなのかということに行き着くと思う。どうせ変わらないと思っていると討論と一緒に立場持ってきて会派代表で言っている。そうすると、そもそもフリートク自体だ

って別の場で議員同士が控室へ行ったりするわけです。それでもフリートークは何なのかをつめる必要があると思う。それがフリートークしても変わらないというならば、討論も同じではないか、討論も会派で原稿も作ってきているところも多いし、討論も全部形骸化に繋がってきてしまう。

石川龍之委員

討論はそれで話す。討論は意見交換ではないから。フリートーキングはあくまでも意見交換だから、会派の中で賛成とか反対とかを決めて臨んでいるが、その中で今回の陳情者の思いとか執行部の考え方を聞いて、そのなかでいいアイデアがないかそういうものがあれば非常に有意義だと思う。それを受けて次の討論になったときに賛成討論しますとか反対討論になると思う。その場でつかんだことで委員間の中で市民にとっていいことが生まれれば、フリートーキングを導入した意味がかなりある。かたちにならないけれど、そういうアイデアが何か出ないと静かになる。決めている同士が話しあっている、だから活性化しない。請願に対してこっちにもっていきたいと一生懸命に話すがみな乗っかってこない。反対意見があってもいいが沈黙のフリートーキングになってしまう。討論は控えているけれど、ばんばん言うようになれば、少しは身になるものが出てくればいい。

末松裕人委員長

いろんな切り口の話になってくると、まとまりがなかなか見つけるのが難しいが、フリートーキングは、質問とのかねあい現状の問題があって制度を導入したときに、杉山委員が言ったように論点整理の役割である。結論に至る過程で相手と比較して、ここのポイントは、我々はこう思うということが、フリートーキングに入ってきている。その論点整理をしてそこにつなげる。それを執行部にぶつけて、話しを引き出そうとしていたところが、非常におかしいのではないかとこのころから、議員に対する市民の陳情であり請願であるという整理になってきてこうなっている。こういう機会がないときは、自分が言いたい論点を執行部に質問して、そこから跳ね返すようにして、引き出そうとするような傾向がある。純然と自分たちに上げられた願望に対してわからないことを執行部に聞くのではなくて、言質を引っ張り出すようにして、自分たちの論拠が正しいといったことを改善するために、こういう機会が生まれたのではないか。

そこには、きちっとした制度上の共有のルールがあってなっているから、理想と現実のバランスのない話をしていたら、何をどうやっていったらいいかが、見もふたも無い話になってしまう。

山中啓之委員

反射で云々というのは、末松委員長の個人的な感覚ですね。

末松裕人委員長

その時そういう協議もあったと。

山中啓之委員

たとえそういう話があったとしても、それをゆるすのが今の政治。松戸市議会のやり方です。それを問題と捉えられているのか。やる人がいた場合、反射で執行部から自分の言いたいことを純然たる疑問ではなくて、跳ね返ってきて論拠にするというやり方が仮にあった場合、どう整理し問題視するのか。それはやり方の違いであって、会派とか個々の議員の資質の話であって否定するものでもなく、問題点だとは思っていない。ゆるされているルールだから。好き嫌いの問題はあるかもしれないが。問題ではないと思う、本質的に議会としては。

末松裕人委員長

あさっての話しになってしまったが。

山中啓之委員

末松委員長が言ったことに対して述べたのだが。

末松裕人委員長

ちがう。だから、請願・陳情の取り扱いについて、今言っている。わかるか。

山中啓之委員

はい。

末松裕人委員長

日常の議員の主張の仕方だとか、駆け引きの仕方を言っているわけではない。請願・陳情といって議会の議員が市民から、こうしてほしいという願いを受けたものに対して自分たちの責任で判断すればいいだけではないか。その時にわからないことは、執行部からこの制度はどうなのか、制度上どこが問題だとかいう確認は必要。最後は自分の責任で判断して結論を出せばいい。その時に、こちらこういうことを言うというぶつけ合う場がなかった。討論で結論をポンというだけ。その前に、杉山委員が言った論点整理が見えづらかった。そうすると、討論に行くまでの自分の主張が弱くなる、そこを何とかしたいという、決してその人のクセだとか執行部に対して責任を回避するとかそういうことを言っているのではない。なんとか限られた機会の中で

引っ張りだそうとしているときに今までそういう運用があっただろうとっているだけ。そのことは、議員として卑怯だとかそういうことを言っているのではない。

山中啓之委員

そこはいいのが、反射云々で執行部から引き出そうと言っているのは。

末松裕人委員長

だから、言いたいことの主張を、具体的に言うと教育の問題もそうであるが。たとえば、議員と直接に遣り合えばいいものを、そういう機会がなかったから、これってどうなっていたみたいなのを質問する機会が前はあった。

山中啓之委員

それが問題なのか。

末松裕人委員長

問題ではないのか。

山中啓之委員

執行部に聞いて質問をもらうことが。その判断というのは誰がするのか。難しくな
いか。しいて言えば委員長がすると思うが。

末松裕人委員長

だから何のためにやっているのか。

山中啓之委員

委員長の言う意味がわからない。

末松裕人委員長

それではこういう言い方で。制度を運用改善してこういう機会になったのだからいいのではないか。

山中啓之委員

いいものはいいと認めている。改善案を出しているのに対して、その答えの相関性がわからない。執行部に反射して、本来自分の言いたいことを引き出すみたいにやる
ことが問題だというように言っていたように認識していたので。

末松裕人委員長

あったと思ったし、そういう問題認識の中でこの協議をしてきたと思ったから。

山中啓之委員

そのあったという判断は人によって感覚的に違う。検証しづらい。

末松裕人委員長

個人のことでもあるけれど、会議の経過を踏まえた話しでもあるから。

事務局長

活性化委員会の中で、さっきから何回も申し上げているとおり請願・陳情というのは議会に出されたものだ。そのところが山中委員が言うように質疑するのが当然の制度というのは、千葉市は執行部が入ってなかった、そこが本来の原点ではないかと思う。質疑をやることを前提とした請願・陳情の審査ではなくて、本来であれば請願・陳情は質疑ではなくて議員の意見交換の上に成り立つ審査である。という前提でこういったフリートーキングが導入された。

山中啓之委員

ついでに歴史的経緯を確認させていただきたい。なぜ執行部を呼びはじめたのか。

事務局長

そこまでは確認できない。

末松裕人委員長

執行部は出したほうがいいか。

山中啓之委員

執行部がいた方がいい場合といない方がいい場合と両方あると思う。それを委員に諮った方が議会の考えがより反映されると思う。執行部がいた方がいいか選べた方がいい。

事務局長

基本的には今の流れの中でやっていただいて、宇津野委員の意見も運用の中で委員長の裁量の中で対応できるということであれば。後は先ほど委員長がまとめていただいたように、その裁量の中でそのことが頻繁に出てくるようであれば、またもう一回制度の見直しをするということではいかがかであるか。

末松裕人委員長

ということが違う話になってしまった。

山中啓之委員

フリートーキングの課題を出してい。

こひら由紀委員

健康福祉常任委員会だが、今までフリートーキングの機会があったが、誰も発言しない。フリートーキングでの経験をしていない。できれば現状で続けていただいて何回か経験を重ねながら、また検討をしていけばいいかがか。

宇津野史行委員

大筋、局長が言っていた、もしくは委員長が言っていたこととは意見はなにも変わらない。ただ、こひら委員の言うようなことが逆に問題提起で、現状の制度だと健康福祉常任委員会だと意見がでないとなれば、そこは改善しなければならない。現状のままやっていくということで、今回はいいと思うが逆に問題提起ととれる発言がでた。やはりフリートーキングが活発にならないのは石川委員の話があった。であれば、なんらか現状であっても、別の意味で改善する課題はあるのかもしれない。今の発言から感じました。これに対して今掘り下げることには控えて。

山中啓之委員

最終的な結論を言っていかが。宇津野委員に近いかもしれないが、それぞれの委員が言ったフリートーキングが活発にならないという現状の根底にあるのは、活発化というのは何かというと発言数は1つですが発言数だけでない。個々の議員の資質だと思っている。個々の議員がちゃんとした政策をもっているか。それを言う能力を持っているか。人と意見をすり合わせてそれに論駁したりする議論のルールを踏襲している能力があるか、意志があるかどうかにつける。本来あるべきなのは、今の現状のままのフリートーキング制で、随時イレギュラーという言葉が末松委員長は使われたが、イレギュラーがあったときには、委員長判断で休憩し質疑にすれば本来の問題も解決するのではないかという話もあったが、だったら、次に目指すべきところは、フリートーキング制を撤廃して、常に議員が討議したり質疑したりできるものを、今すぐにはないけれども、ゆくゆくは目指していかなければいけないのではないか。そうしたほうがいいのではないか。現状で対応できていると考えている方が多いのならば、ベストだとは思っていないし、みなさんも思っていないと思うが、フリートーキング制にしたいところもあるので、目の敵にする必要はないというくらいの認識である。

最終的にはフリートーキング制の撤廃だと思っている。補助線引いてもらうようなものだから。あえて。

安藤淳子委員

わたしも、健康福祉常任委員会だがフリートーキングはなかなか難しい。請願と陳情について会派を代表して委員会にでていますがガチでやった時に変わりたい本音がありながらも会派代表なのでというところがまれにある。現状もう少しがんばっていくためには、他の委員会を傍聴するのもある。

宇津野史行委員

これは、基本的な確認ですが、会派代表で委員会出ていますが、委員会で会派代表でなければいけないというのはないですね。

事務局長

ないですね。

末松裕人委員長

採決のときに議員個人の責任だから。ただ、それでいったら合意形成が難しくなるから、そこはバランスよく議論していってもらわないと。

宇津野史行委員

たとえば、会派としては反対だけれど宇津野としては賛成だと。ただ、それを持ち帰って本会議で私が翻ることはありなのか。

末松裕人委員長

ありになる。だから〇×載せるのが難しい。

宇津野史行委員

了解した。

山中啓之委員

重要な点だけいっていただきたい。討論とかフリートークとか、そもそも相互批判・反論・同調という過程のためにやっている。会派の意見を守るためにやっているわけでない。会派によって考えは違うかもしれないが。会派の意見を絶対守るぞときている人には何の意味もない。フリートーキングは。

末松裕人委員長

それは見る局面が違う話で。

山中啓之委員

そこをちゃんと認識しておいたほうがいいのでは。今の話しの論調からは会派として持っているし用意しているからゆずれない、だから盛り上がらないという話もあった。そういう認識であったら、よりよい住民福祉のために、開かれた議会のためにいいものを求めていく姿勢がなく、今の段階の頑なな答えを守るといふ議員は、それとして資質がないのではないか。

末松裕人委員長

現状の問題点を整理したらそういうことでないですかということだから、それはそれで我々は問題点を共有して、しかしどうあるべきかを求めていけばいいのではないか。

山中啓之委員

末松委員長、指示語が多くて、さきほどから理解できないことが多いのだが。それはそうとか、これはこうとか。なにを言っているか理解できない。

末松裕人委員長

会派で意見を守るために来ているという一面と、その場で何をするのかというのは、同じところに乗っている話しではない。どう思っても勝手である。ただし、この場は何のためにあるかというところの共通のルールくらいは、みなで持っていなければならないというのがこの話ではないか。ただし、本音ではこういう状況があるということ、ひとつの意見として出してくれた。石川委員の話の延長線上にフリートーキングがいらないという問題提起もある。ただ、そこまでされていないのだから。だから、そのことを引き合いに出して、このテーブルでごちゃまぜにする必要はないのでは。

山中啓之委員

ごちゃまぜにしているつもりはない。会派でそういうことを話し合ってくださいという認識にしましょう。

石川龍之委員

誤解なく言うとフリートーキングは大事、なぜ盛り上がらないかという話をしただけ。フリートーキングを盛り上げるには、それを引き出すような質問をする。あなたが資質といったが、そういうものを投げかけることによって、みなが燃えるわけ。議員だから。市民の福祉と安心・安全を守るためにみな議員になっていると信じているので。それが資質です。言葉が多いのが資質ではない。市民をどうこの請願を受けて、

市民の福祉と安全と命をどう守っていくかという思いが強い方が資質のあるという人。その中で、フリートーキングがどう盛り上がるか盛り上がらないかは、請願とじや陳情の内容にもよる。あまりに毎年でてくるようなものであれば、膿んでくるわけです。だから、たとえば、この請願者や陳情者の思いを受けて、かたちにしてさしあげるものができるのだろうか。議員同士でいろいろな思いがあつて、そういう話になった。フリートーキングを盛り上げるにはどうしたらいいかではなくて、そういう思いで話したら、絶対盛り上らなければいけないのだが、なぜそこにならないのか、私も非常に悩んでいる。フリートーキングは、ぶつかり稽古のようにできないとおかしいと思う。そういえないのはなぜか。さきほど言ったのが1つの原因です。それが奥底にあるから、なかなか踏み込めない。会派代表というか、そのメンバーが出ているのだから踏み出せない部分がある。フリートーキングは議事録を残さないということも。議事録残さないでばんばんやる。そうしたら盛り上がる。そういうことも工夫する1つかもしいない。請願・陳情を受けて議員として市民の福祉向上、命と安全を守るために意見をがんがん言い合えばいいので。その中でこの請願と違うかたちだけどころということもあるとか。それでも非常にアイデアとして出てくる。そういうところになるようになればいいが。ただ分析しただけだから。なぜそういうところに行かないか。そういうものを抱えてきている人たちがその委員会にいるから、背負っているものが重たいわけである。本当いうとフリートーキングは議事録を残さないかたちでもいいような気がする。それでバンバンやって、それで生まれるものがあればすばらしいこと。それこそオール松戸で考えた案が出ればすばらしいこと。フリートーキング中での話しが、どうかたちになつていくかわからない。それを賛成、反対するのは、その次の討論の中であるわけですから、そういうものでもいいのかな。

山中啓之委員

その発言の分析の趣旨を踏まえた上での私の1つまえの提案でした。

末松裕人委員長

次も前提は同じで関わりが出てくると思うので進めるが、始めに解説をお願いします。

議事調査課長

ウ。請願・陳情の審査時における請願・陳情提出者による意見陳述 これは基本条例第15条議会への市民参加という議論の中から「住民自治の根幹をなす議会は、より市民に開かれたものであると同時に市民の声を行政に反映させなければならないとの観点から市民の意見を把握する努力を惜しむことなく、市民の意見を真摯に聴取し議会に反映させる機会を拡大していくよう努めることを定めています。なお、請願・陳情が議会に提出されて貴重な意見、要望であることに着目し、願意をより深く理解するため、請願・陳情者の任意ではあるが20年の6月定例会で趣旨を補足するため

の発言機会の場を請願・陳情を審査する委員会に設けています。」現行の法律では休憩をしないと、こういったところが担保できないので、休憩をして請願・陳情者に請願・陳情文書に書ききれなかった部分を3分以内で発言してくださいというような趣旨で実施しているところである。

末松裕人委員長

この点につきましては、請願・陳述に合わせて質疑等の機会がという話もあった。もういちど今の原点を確認していただいて、どうあるべきかという意見がいただければいい。

宇津野史行委員

もともとこの話がでてきた段階で、陳情者・請願者に意見を言っていたくと同時に質疑をしてはどうかという話は最初からあった。なかなかいきなりは難しいだろうということで、まずは休憩のときという話になった。たとえば参考人を呼ぶと費用がかかるとか。参考人が任意で来てくださるものに対して支払う必要があるのか、よくわからないが。運用してみて実態だが、休憩の時の陳情者・請願者の意見表明を意見表明の中身をもって実際の質疑にあたるというケースはあるわけで。そうなるくと休憩で議事録も残らないという中で、整合性がうまくとれてないという問題意識はある。これを今後もう一步前に出して、休憩でないかたちで意見表明をしてもらったほうがいいのではないか。もっと言えば休憩ではない中で意見表明をしてもらって、そこに対して委員としても、質疑を請願者・陳情者にしたい部分はどうしても出てくるので、意見の交換・質疑応答の機会を設けてもそろそろいいのではないか。そういった議論も始めてもいいのではないか。現状の制度は陳情者・請願者から好評だと思っているので。あとは、それをより市民の意見を反映しやすいかたちで進化させても、検討しはじめてもいいのではないか。

山中啓之委員

賛成である。すくなくとも休憩中であってもかまわないので陳情者から質疑を入れるべきだと思う。理由は、開かれた議会というものが今の議会改革の潮流の中では一番大切だということである。これは我々が議会基本条例を作った際に、元北海道の中尾事務局長や竹下譲先生などをお呼びしたときも同じことをおっしゃっていた。この15条の市民参加の部分が弱いという批判は巷でも弱いところだと思っている。開かれた議会でなければならぬ。逐条解説には実際書いてある。全常任委員を見せてもらっているが、1つの請願や陳情がでてきたときに細部に局所的に反応して、そこだけを議論している場合に陳情者から声が出ている。願意が伝わっていないときが多い。実際に3分間の意見陳述は紙に書けるはなし。本質的に変わる部分としては、質疑がないと実際もどかしい。陳情者に聞けばわかることなのに、そういうことがされない

のは、本来の15条の趣旨に沿ってないのではないかとこのものを常に感じている。今の現行法では、休憩になってしまうが、質疑をして答えたい陳情者などには、答える機会を与えることに対する、真っ向から批判する合理的な理由はないように感じている。

議事調査課長

質疑の関係について、いくつか問題点がある気がしている。意見陳述に関しましては、任意でやっていただいているので、相手に対して質疑をするということが、相手側に対してどうであるか。休憩中であるので、その委員会のものではないというような論理になりますので、それを討論の時に陳情者に質疑をしたときには、こうだったというような討論をしてしまうのも危険な発言になってしまう。今現在も、趣旨説明を聞いたときに私の認識と違っていたという話もあるので、討論の中で発言をするのはどのように運営すればいいのか。やるやらないは別としてもそういった問題がある。

山中啓之委員

相手も任意にすればいいのではないか。討論での引用は見受けられるが、休憩中に個人的にコンタクトを取ったというようにすれば何の問題もない。一言加える必要があるかもしれないが。本質的な問題は、市民のためにやっている議会がすぐそこに市民がいるのに、その真意すら確認できないということ。ここになんとかしてあげたいという気持ちを覚える。より深く理解できる方法をみなで考えていこうと思う。

宇津野史行委員

根本的には同じ方向である。委員をやっていて請願者・陳情者の意見を聞いてみたいということは、まあある。陳情者・請願者が我々の意見交換なり質疑を聞いていて、身乗り出している様子もある。審査する側としても、提出された請願者・陳情者としても、言いたいことがあっても制約の中でしづらいという状況があるならば、改善の方向で模索をするということも、議会改革のあり方。

末松裕人委員長

質問を議員がしたいということではなくて、陳情者が意見を言いたいということに重みがあるのということであるか。

山中啓之委員

両方、相互理解ではないか。

末松裕人委員長

前者であれば、質問を純然にしたい場合は、事前に聞いておける。

我々に出てきたものだから、あえてその場で言わせてあげたいということか。
いかにもの話だが、本質的に何をどの部分を捉えようとしているか見えない。聞きたいことは純粹に聞けるし、制度上問題があるなら、その部分の議論をしていけばいい、今の機会をふくらませて、これもあれもというとなんが足りて、何が足りないのか。言わせたいというなら3分間というものを試行的に入れてみる。(3分間が多いか少ないかという話もあるが)そこで言いたいことは言ってもらいたい。そのなにかが問題で聞きたいという話か。

山中啓之委員

確認したいという意味合いがある。どっちかというとなら、両方としか言えない。比重は人それぞれ違うと思う。事前に確認できない場合がある。何とかの会だとか、松戸市ではない場合、期間が1週間で遠くの場合とか。わざわざ来ていただいて聞かない理由がない。そもそも、こういう質問が出る自体ナンセンスと思う。
何が問題かという相互理解のため。伝えるということは、情報発信者である陳情者と受け取るこちら側が納得したことがないと、伝わったことにならない。今の陳情を見ていると、ヤジのようなものがあるので伝わっていない。それと事前に聞けないことがある。議論の中で出てきたことや聞きそびれたこと、わざわざ来ていただいた人に、そのチャンスを無駄にする必要がない。逐次確認し合って住民と共に歩いていく議会でありたい。そう思えば本質的に言って困るものでないので、その質問が出ること自体びっくりしている。

末松裕人委員長

議論のための議論だとそうなる。限られた時間の中で会議運営していくのに、その質問というものは純然として知って欲しいではなくて、政治的主張の食い違いで起きていないか。

山中啓之委員

それはいろいろなケースがある。

末松裕人委員長

そこらへんあまり議論したくないから、そういう議論のための議論だといろいろな話しになってしまう。実態として、今言ったようなことが、かなり市民の不利益になっているのか。松戸市議会が制約的な場になっているのか。

山中啓之委員

フラストレーションが溜まって帰られる方も多い。

末松裕人委員長

我々もそう。

山中啓之委員

解消できるチャンスがあるのだからやろうではないか。市民と我々の。近くにいても口を聞いてはだめ。ここに違和感を覚えるか覚えぬか。根本的に大きな差がある。いるのだから聞けばいいではないか。より深く願意を理解するために15条ができているのだから。それを実践する具体的な提案を、質疑を可能にするということで提案しているのだから。そうでない場合は、合理的な理由を反対者が教えていただければ。議論のための議論と何をもって言っているのかわからないが、これは本質的な議論だと思っている。

石川龍之委員

先ほどの議論に似ているが、どうしても必要性を委員長が判断した場合は、委員長裁量で、陳情者なり請願者に休会にして意見を求めるということでもいいのではないかと、ただし、市民に逆の場合も起こり得る。たとえば、陳情文に対しておかしいというような逆の質問も起きてくる可能性もある。陳情者に詰問にならないようにしなければならない。だから、委員長裁量で委員会をしきるようになろう。山中委員が言ったような思いはわかるが。陳情・請願においては、我々はまず事前に書面で判断する。この文言はいかかなものかという表現のものもある。これを市議会で通した場合、市議会として本当にいいのかは、まず書面で判断する。その上で、今度は委員会で陳情者なり請願者の実の声で聞かせていただく。その中で陳情者にもっと思いを言ってくださいという質問ならばいいのだが、逆のパターンが増えないだろうか心配である。

宇津野史行委員

会派単位での議案説明というところでは、議論のあるところは、事前審査はしないというところ、内容の確認の質問のみ。委員での質疑を保証するというところなのだが、逆に請願や陳情の場合というのは、それはあまり関係ないものか。事前にやってしまうことは認められるものか。

末松裕人委員長

そうですね。請願は法的に定められているもので、陳情の取り扱いというのは議員の主体性と責任で取り扱っていけばいいもの。

宇津野史行委員

であるならば、事前にやりとりするのもいいし、逆に委員会の中でそうした機会を設けてやることにもなんら制約はないと考える。

末松裕人委員長

ないのだが、今具体的なものを想定すると、收拾が付かないことになりがちではないかという問題認識がどこかに本音であるでしょう。そうした時に、限られた時間とか運営の中で建前の話と実態の話がどうなっていくかということをおまえて、ある程度運営していかなければならない。立場が違えば、そうでないという人の方が強くなるかもしれないが、お互いの立場を尊重しつつ、そういう判断基準があるのではないかと。なかなか議論しづらいことを言っている。形式だけでいったら、批判の対象になってしまうので言いたくないが、実態の活動の中では、そういったところだと整理していく必要があるのではないかとこの立場で言っている。

山中啓之委員

それこそ委員長の裁量がみられるところだと思う。そうなければいけない。それは人を信じられるかどうか。市民も悪気あって来られる方は一人もいない。整理ができなくなることは、そんなに基本的には起こらないと思う。起こらないように、全力で全委員が止めるしかないのでは。

末松裕人委員長

起こらないのは、今の運用の中でそれなりに満足して理解してもらっていると思う。

山中啓之委員

認識が大きく違うところだ。

宇津野史行委員

了解した。今委員長が述べたことは、もつともであると思う。山中委員とは同じ意見であるが、今後この議論をしても、やろうかやらないかという議論にはならないと思うが、できれば請願者・陳情者にその都度アンケートを取るのはいかがでしょうか。たとえば、議会改革の一環の中で意見表明の機会を設けました、質疑をすることに対してどう思うかみたいな意向調査を行ってもいいのかもしれない。議員の中には、少なからずこの場で聞いてみたいということもあるし、逆に意見を言いたかったということもあるかもしれない。そういった市民の意向を調査するというのを、議会改革の流れの中であっていいと思う。それまでは、従来のやり方で結構だが、活性化委員会の中でそういった意見も出たわけだから、今度は市民の方がどうお考えなのかというものを、時間がかかるかもしれないが取ってもいいのではないかと。そういう提案をしていただきたい。

末松裕人委員長

とてもそんなのという意見もでてくるかもしれないが。そういう意向ということで。

石川龍之委員

そういうのも、たまにはいいかもしれない。請願の場合は、請願議員がいるわけで、その議員が質疑できているからいい。陳情の場合、陳情者のご意見の中で、いいご意見があれば、活性化でかけたり議運でかけたりしていくことも市民のご意見を聞くということではいいのかもしれない。今の運用を変えないうえで。そのうえで、聞いてみる。あくまでも今のルールは書面で出してもらおう。願意を書面で伝えなければいけない。事務局が文案まで検討・検証してくれている。大分時間をかけてやってくれていると思う。そのうえで、言葉で伝えるということプラスしたわけだから、すごく前進していると思う。その中で、どうしても陳情者に聞かなければ先に進まないということであれば、そこの委員が委員長に提案して、委員長判断に任せるというかたちでいいのでは。

山中啓之委員

とりあえず、すでにそうになっている。

安藤淳子委員

3分間意見陳述があると、それを2分にして最後感想というかたちで意見をきけばいいのではないか。

宇津野史行委員

それもおもしろいが、私は事後のアンケートを想定した。

末松裕人委員長

それは、制度上ここでは決められないので、一つの意見として議長に報告して、それがどういうかたちになるか、ワンクッション置いていただきたいが。

宇津野史行委員

どういうかたちであれ、我々の調査というものを感想でもアンケートでもいいし、やれるようなかたちでの検討を。

末松裕人委員長

ひとつだけ事務局に確認したいのは、陳情というのは市民から要望がありましたとうものを各議員に配付しているが、制度の意味というものを。請願と陳情が一緒になっているので。

議事調査課長

請願についてはご案内のとおりで、陳情については、松戸市議会の場合は出された陳情はすべて受け付ける。なおかつ受付した陳情は、すべて文書票というかたちで全議員に配付している。なおかつ、陳情について付託するか付託しないか、あるいは付託するのであれば、どこの委員会に審査を委ねるか、議会運営委員会で審査していたらいい。

末松裕人委員長

委員会で審査をして採択の結論を導き出している。

事務局長

法的には請願は、請願法という法律もあります。陳情というものは基本的には自治法の中で「委員会は議案、陳情等を審査する」といきなり陳情という言葉がでてくるであって、陳情そのものの定義というものは法的にない。松戸市議会では基本的には請願と同様の扱いをします。ただし、いろいろなケースがあるので、議会運営委員会でその取り扱いを判断するという事になっている。ですから柏市のような、一切陳情は取り扱わないというケースもある。千葉県議会も国会も同様である。

末松裕人委員長

参考までに。出すハードルが極めて低い。いろいろな陳情が出せるから、扱いも同じように考えていいかというところのバランスを考えていかないと、いかにも請願と同じように取り扱いがまだまだという見方がどうなのかというような、入り口の部分をもう少し考えていく必要がある。

山中啓之委員

了解した。

石川龍之委員

議会活性化という意味で請願なり陳情なり、議運の委員ときに意見を申し上げたが同じものが同じ委員で請願の受付でやるので、議会活性化委員会だから言うが、活性化しない。同じ議員が同じ結論を1年前に出しているようなものがあがってくる。なぜ、そこで真剣な議論で結論つけられたものが、翌年も受け付けて同じ議論をしているのか、そこにおいて非常に疑問を持っている。議運でも2年に1回でいいのではないかという意見を言った。議会活性化という意味で言っている。議運上は全部受け付けるということは知っている。非常に発展的でない議論がされる。そこは変えなければいけないと、すごく思っている。

宇津野史行委員

請願権というものが保証されている以上、そこの制限を地方議会で議運で、この請願はかけません1年前だからというのは・・・。

事務局長

請願の場合は、そういう制限は一切ございません。請願権ということで請願法の中でも自治法の中でも保証されている。

石川龍之委員

議運のはなしはわかっている。活性化という意味で言っている。

事務局長

請願と陳情とは切り分けていただいて、陳情であれば議会で取り扱いは違うので問題はない。

石川龍之委員

できれば、そういうことの議論もあるということを請願なり陳情なりに伝えてもらいたい、受付の段階で、角度を変えてもらうとか、今までの議論をふまえて、なぜそれが否決されているのか、よくよくお考えいただいて採決されるようなところでしっかり、請願であれば紹介議員とよく詰めていただいて提出していただいた方がいいのではないか。またその方が議会での議論も活発に飛び交うのではないか。

末松裕人委員長

この間、ある委員会でそういう問題提起を受けて、結構活発に議論された経過もあるので、それがよく伝わっていることを願うし、今後も改善がみられるのでないか。請願も年1回で・・・。

事務局長

毎定例会、会期不継続であるから。

末松裕人委員長

陳情は運用上それができている。

事務局長

はい。陳情は議会の方で取り扱いをしている。

末松裕人委員長

では、あの請願は年1回でご協力いただいていると。

宇津野史行委員

毎回出されたらたまりませんから。

山中啓之委員

委員長、先ほどから発言が恣意的である。

末松裕人委員長

そのようなことはない。

山中啓之委員

いろいろ思うところはあるが。まあいい。

末松裕人委員長

アンケートという具体的手法もそうだが、市民のみなさんがどう考えているかというところを、どう受け止めたらいいかというところ。

事務局長

参考までに。宇津野議員は、ご記憶があると思うが、馬橋の駅の駐車場の問題で陳情者の方がああいう方に質疑というのは非常にこわい。蛇足であるが、こういうケースもあるかなと思う。

宇津野史行委員

前にこの問題を議論したときに、そのような意見が出たことがある。

末松裕人委員長

そのような取り扱いで一度お預かりして、議長にご報告して今日の会議の成果にしたいと思う。最近いろいろな取り扱いが活発に行われていて、どこで何をというところも以前には心配しなくてよかったようなことも、整理をしていかなければいけない状況もあったので、議長、副議長に相談して最終的に決めるべきところは決めるべきところで。提案のようなものは、このテーブルが出やすいかもしれないので聞きながら整理をして議長に報告していこうということになった。そこで前回の会議でも新たな提案があれば、いろいろな角度から出していただきたいということでお願いしてあったが。

宇津野史行委員

各会派書面を出して、取りまとめて手続的にやった方が進むよう思う。
共通する部分も出てくると思うので、取りまとめて議論していくというのがいいかも。

末松裕人委員長

であれば、これは次回に。通常こういうものは会議の前に提出ですか。

議事調査課長

提出していただいて、ある程度まとめて。

末松裕人委員長

22日中に議事課長の方に提出願う。

山中啓之委員

あらためて紙に書くまでもなく、今日傍聴者の方の2名が傍聴できないのと、私のブログを見た方だと思うが、個人的に問い合わせがあって、議会事務局に問い合わせたら、やはりだめでしたと言われて「15条に書いてあるような開かれた議会じゃないわね。」と言ってきた方がいらっしゃったので、大変忸怩たる思いで受け止めた。これ市民傍聴でいいのではないか。傍聴は可能か。反対する人いないか。

いちいち、それも22日までに書かなければならないのか。事件が起きているので。わざわざお運びいただいた方が見られない。そういう意見は常任委員会でもあった。本当に松戸市議会が開かれていないというイメージがどんどん先行されてしまうので、活性化くらいは、みなさんの一存で委員長の議長もいることだから、次回からいいよというふうにしていただけないか。提案というかお願いします。

末松裕人委員長

その他で出てしまったので、ご意見いただけるか。

山中啓之委員

市民の傍聴について。あとで状況を伝えると返事してるので。
どんな意見が出たか。

末松裕人委員長

わかった。ここは私の責任で次回に関しては傍聴なしということで。
次回の協議の中で何かあればそれをふまえて対応させていただく。
それでよろしいか。

(委 員 長 一 任)

山中啓之委員

次回協議を出していただけるということか。

末松裕人委員長

そういう問題提起であれば。それをふまえてみなさんの意見を聞かせていただいて
どうするかということ判断する。

山中啓之委員

次回以降この話はどうなるのか。

末松裕人委員長

次回出して。

山中啓之委員

次回また同じことを繰り返せばいいのか。

宇津野史行委員

今回あたらしい提案の中に入れてもいいのでは。

山中啓之委員

残念だが、了解する。